

解説付

【フラット35】
【フラット35】S

技術基準対応

枠組壁工法住宅工事仕様書

平成 19 年改訂
(全国版)

この仕様書はフラット35の設計検査、工事請負契約等に添付してお使いいただく
ことができます。

監修 独立行政法人 住宅金融支援機構
発行 財団法人 住宅金融普及協会

基準	記載内容	表記方法
告示	告示本文に係る事項	該当箇所を_____で表示
	告示ただし書き等に対応する事項	該当箇所を.....で表示
フラット35技術基準	全ての住宅に適用となる事項	該当箇所を_____で表示
	優良住宅取得支援制度の種類、住宅の構造に応じて適用となる事項	該当箇所を_____で表示

解説付

【フラット35】
【フラット35】S 技術基準対応

枠組壁工法住宅工事仕様書

平成 19 年改訂
(全国版)

この仕様書はフラット35の設計検査、工事請負契約等に添付してお使いいただくことができます。

建築主	住所
	氏名 (印)
施工業者	住所
	氏名 (印)
設計者	住所
	氏名 (印)
工事監理者	住所
	氏名 (印)

監修 独立行政法人 住宅金融支援機構
発行 財団法人 住宅金融普及協会

目 次

仕 様 書 の 使 い 方	1
フラット35技術基準適合仕様確認書	4
「優良住宅取得支援制度」技術基準適合仕様確認書	5
〔Ⅰ〕工 事 概 要	10
〔Ⅱ〕工 事 仕 様 書	14
〔Ⅲ〕優良住宅取得支援制度工事仕様書	227
付 録	288

仕様書の使い方（必ずお読みください）

1. 仕様書の位置付け

住宅を設計・施工するためには、設計図面には表せない施工方法や、使用材料、仕上げ程度などについても決めておかなければなりません。仕様書は、設計図面に表せない事項を補足するものとして極めて重要なものです。つまり、設計図面に描かれた住宅を適切な材料と施工方法により建設するためには仕様書は不可欠なものです。

工事がある程度進んだ段階や竣工した後で、建主が考えていたものと相当異なる仕様であったりすると、建主・施工者間のトラブルになってしまうことが想定されます。このようなトラブルを防止するためには、建設する住宅について事前に十分打ち合わせを行った上で設計図面とともに仕様書を作成し、工事請負契約内容の一部として位置付けることが重要です。

本仕様書は、前述のことを支援するため、施工者にとっては、設計の都度仕様書を作成する手間と経費を削減し、また、建主にとっては、工事を安心して施工者に任せることができるよう、標準的な仕様をまとめ、広く皆様にお使いいただけるように作成したものです。また、省エネルギーやバリアフリー等の政策的課題に対応した住宅の普及を促進し、住宅の質の確保にも貢献できるように、住宅金融支援機構の技術的基準である、フラット35技術基準に対応した誘導的な仕様も盛り込んでいます。

以下に本仕様書の活用方法を列挙します。

①工事請負契約書に添付する仕様書として

発注者（建主）と請負業者（施工者）間の工事請負契約時には、配置図、平面図、立面図等の設計図面の他に仕様書を契約図書として用意することが必要です。

当協会で作成している標準的な工事請負契約書においても、設計図面とともに仕様書を契約書類として位置付けています。

本仕様書は、様々な標準的な仕様を列挙しているものですので、ご自分の工事内容にあわせて採用する仕様項目を選択し、あるいは、適宜添削してご利用ください。（3ページ参照）

②設計・施工の技術的解説書として

本仕様書には、技術的な事項の理解を深めるために用語解説、参考図、付録等をあわせて掲載していますので技術的な解説書としてもご利用いただけます。

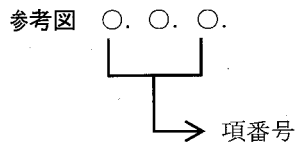
【枠線欄外の解説部分の読み方】

枠線欄外の解説部分は、仕様書の内容をご理解いただき、建築工事現場をご覧になる際などの参考にしていただくために作成したものです。

この解説部分には、用語の解説（用語）、関連する法令に係る事項（関係法令）、施工方法の解説（施工方法）、その他留意事項（留意事項）を掲載しております。

仕様書は、工事請負契約の内容の一部になるものですが、この解説部分は、通常、工事請負契約の内容とはなりませんのでご注意ください。

（注）参考図番号は、下記に示すように関連する仕様書本文の項を表わしています。



- 例1：参考図 3.4.3 ベタ基礎詳細
（「3.4.3 ベタ基礎・基礎ぐい」に関する参考図）
- 例2：参考図 3.4.9 床下換気措置
（「3.4.9 床下換気」に関する参考図その1）

③フラット35の設計検査提出書類の一部として

フラット35を利用し、適合証明機関に設計検査を申請する場合には、申請住宅がフラット35技術基準に適合していることを確認できる設計図書の提出が必要です。

本仕様書には、フラット35技術基準に関係する仕様について整理した「フラット35技術基準適合仕様確認書」が添付されており、この確認書を活用することにより、ご自分の設計仕様がフラット35技術基準に適合しているかどうかを確認できるとともに、設計検査のための申請書類としても活用しやすいものとなっています。

また、優良住宅取得支援制度の申請の際にもご利用いただけるように、「優良住宅取得支援制度」技術基準適合仕

様確認書」が添付されています。設計検査申請の際に、ご自身の設計内容が各基準に適合しているかどうかをご確認いただけるとともに、設計検査のための申請書類としてもご利用いただけるものとなっています。

なお、設計検査申請書類として、本仕様書に他の独自の特記仕様書を添付することや、本仕様書以外の別の仕様書を用いることも可能です。

2. 本仕様書の構成及びフラット35技術基準等との関係

本仕様書は以下の4つのパートから構成されています。

- ① フラット35技術基準適合仕様確認書等（フラット35技術基準に関連する仕様部分を整理した一覧表）
- ② 工事概要（住宅の概要や内外部の仕上げ表など、工事の概要を記載する表）
- ③ 工事仕様書（フラット35技術基準を含め、建物の工事一式について標準的な仕様を掲載）
- ④ 優良住宅取得支援制度工事仕様書（優良住宅取得支援制度を利用する際に必要となる仕様）

本仕様書は、建築基準法に基づく告示等及びフラット35技術基準に基づく仕様を記載しています。

本仕様書に掲載されている事項のうち建築基準法に関連する部分は、原則として告示等により示された仕様を記載しています。構造計算による場合及び国土交通大臣の認定を受けた仕様による場合は、本仕様書によらないことができますので、違法建築物とならないことをよくお確かめの上、該当部分を添削してご利用下さい。

工事仕様書の「3. 土工事・基礎工事」「4. 躯体工事」において平成13年国土交通省告示第1540号の第1から第8及び同告示第1541号の第1から第2に該当する箇所は、次表のとおりアンダーライン「 」「 」を付して表現しています。告示第1541号の第3の規定に基づく構造計算による場合、国土交通大臣の認定を受けた仕様による場合は、本仕様書によらないことができますので、違法建築物とならないことをよくお確かめの上該当部分を添削してご使用下さい。

また、フラット35技術基準に該当する箇所は、次表のとおりアンダーラインを付して表現しています。

本仕様書を用いてフラット35技術基準に適合する住宅を建設しようとする場合には、本文中のアンダーライン「 」「 」の部分は公庫住宅技術基準に該当する仕様ですので、訂正（添削）するとフラット35または優良住宅取得支援制度がご利用いただけない場合があります。「 」の部分は、フラット35を利用する全ての住宅に適用となる事項です。「 」の部分は、優良住宅取得支援制度の利用の有無、住宅の構造に応じて適用となる事項です。

基準	記載内容	表記方法
告示	告示本文に係る事項	該当箇所を <u> </u> で表示
	告示ただし書き等に対応する事項	該当箇所を <u> </u> で表示
フラット35技術基準	全ての住宅に適用となる事項	該当箇所を <u> </u> で表示
	優良住宅取得支援制度の種類、住宅の構造に応じて適用となる事項※	該当箇所を <u> </u> で表示

(※) 具体的に適用する事項については、4～9ページの「フラット35技術基準適合仕様確認書」及び「優良住宅取得支援制度」技術基準適合仕様確認書」によりご確認ください。

【仕様書本文の工事内容に合わせた仕様例】

①本仕様書の内容から選択する場合

選択できる項目には、□ (チェックボックス) が付いていますので、選択した項目に☑ (チェック) を入れてください。

3.4 平屋建又は2階建の基礎工事

- 3.4.1 一般事項
1. 基礎は、1階の外周部耐力壁及び内部耐力壁の直下に設ける。
 2. 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。ただし、1階の内部耐力壁直下の基礎は、床ばりに代えることができる。
- イ. 布基礎 (長期許容応力度 30kN/m²以上)
ロ. 腰壁と一体になった布基礎 (長期許容応力度 30kN/m²以上)
ハ. べた基礎 (長期許容応力度 20kN/m²以上)
ニ. 基礎ぐいを用いた構造 (長期許容応力度 20kN/m²以上)

②本仕様書の内容によらず、図面へ記載又は独自の特記仕様書を用いる場合

□ (チェックボックス) が付いている場合

「～特記による。」と記載されている項目に☑ (チェック) を入れ、図面へ記載するか、又は独自の特記仕様書を添付してください。

- 18.3.2 床 枠 組 床枠組による和室と廊下・洋室等との段差の解消方法は、次のいずれかによる。
- イ. すべての範囲の床下張りを同一レベルで張り、和室以外の部分を二重床にする。
ロ. 1階に限り、和室の床根太とその他の部分の床根太の寸法型式を変え、床仕上げ面の段差を解消する。
ハ. その他、水平構面の剛性に十分配慮した方法で、特記による。

□ (チェックボックス) が付いていない場合

その項目を削除し、「特記による。」と記載した上で、図面へ記載するか、又は独自の特記仕様書を添付してください。

4.10.17.4 耐 力 壁 1. 耐力壁の種類は下表による。

耐力壁の種類と倍率

特記による	耐力壁の種類		摘 要		
	材 料	倍率	断 面	釘	釘の本数又は間隔
I	筋かい	0.5	18mm×89mm 以上	CN85	上・下枠、たて枠各2本
II	せっこうボード	1.0	厚さ 12mm 以上	GNF40	外周部@100、中間部@200
	シーリングボード		"	SN40	" "
III	ハードボード	2.5	厚さ 5mm 以上	CN50	外周部@100、中間部@200
	構造用合板 (構造用合板規格 2級)		" 7.5mm "	CN50	" "
IV	構造用パネル	3.0	-	CN50	外周部@100、中間部@200
	パーティクルボード		厚さ 12mm 以上	CN50	" "
	ハードボード		" 7mm "	CN50	" "
	構造用合板 (構造用合板規格 1級)		" 7.5mm "	CN50	" "
	構造用合板 (構造用合板規格 2級)	" 9mm "	CN50	" "	

フラット35技術基準適合仕様確認書

【本確認書の使い方】

- ・本確認書は、本仕様書の内容のうち、フラット35技術基準に該当する仕様項目を整理した表です。
- ・「住宅の構造」欄には、構造ごとに実施しなければならない仕様項目について○印で示してあります。該当項目の仕様書本文中のアンダーライン「_____」部分「_____」部分が、遵守しなければならない基準となります。
- ・フラット35技術基準に適合していることをこの確認書の仕様項目に基づき確認し、実施する仕様の「適合確認欄」に○印を記入して下さい。
- ・○印を記入した仕様項目について、仕様書の該当部分を添削した場合には、「特記欄・備考欄」に「添削」と記入して下さい。また、添削をした場合には、その箇所がアンダーライン部分でないことを確認して下さい。アンダーライン部分を訂正すると、フラット35がご利用いただけない場合があります。

基準項目	仕様書		住宅の構造		適合確認欄	特記欄・備考欄
	仕様項目	ページ	木造 (耐久性)	準 耐火		
基礎の高さ	II-3.4.2,3	25	○			
床下換気	II-3.4.9	26	○			
床下防湿	II-3.4.13	27	○			
基礎断熱工事(基礎断熱工法に限る)	II-3.5	34	○			
土台の防腐・防蟻措置	II-4.4.1	53	○	○		
土台以外の木部の防腐・防蟻措置	II-4.4.2	53	○			
床下地面の防蟻措置	II-4.6	55	○			
浴室等の防水措置	II-4.7	55	○			
住戸間の界壁(連続建に限る)	II-4.10.14	92	○	○		
小屋裏換気	II-4.13.1	114	○			
点検口の設置(給排水設備)	II-6.1.1	132	○	○		
点検口の設置(ガス設備等)	II-7.1.1	141	○	○		
断熱工事(注1)	施工部位	II-9.2	154	○	○	
	断熱性能	II-9.3	155	○	○	
	防湿材の施工	II-9.4.3	159	○	○	
換気設備の設置(浴室等)	II-13.4.1	192	○	○		
省令準耐火構造(注2)	II-14	202		○		
1時間準耐火構造(注2)	II-16.1	214		○		
45分準耐火構造(注2)	II-16.2	221		○		

(注1) 断熱工事の地域区分については仕様書のII-9.1.1を参照してください。

(注2) 「住宅の構造」を準耐火とする場合は、仕様書のII-14、II-16.1、II-16.2のいずれかの仕様とする必要があります。

「優良住宅取得支援制度」技術基準適合仕様確認書

【本確認書の使い方】

- ・本確認書は、仕様書の内容のうち、優良住宅取得支援制度の各基準に該当する仕様項目を整理した表です。
- ・優良住宅取得支援制度をご利用される場合は、本確認書を「フラット35技術基準適合仕様確認書」とあわせてお使いください。
- ・各仕様項目において、仕様書本文中にあるアンダーライン「_____」部分が、遵守しなければならない基準となります。
- ・仕様書によらずその性能を確保する場合、「適合確認欄」に「特記」と記入し、その内容について特記仕様書等を作成してください。

1. 省エネルギー性に関する基準（省エネルギー対策等級4）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄
		仕様項目	ページ	
a. 断熱構造とする部分	5-1(3)ロ①a	Ⅲ-1.2（施工部位）	230	
b. 躯体の断熱性能等	躯体の設計	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.3.3（断熱材の厚さ）	232
	断熱材の施工	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.4.2（断熱材の施工）の1	235
	照明器具周り	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.4.7（天井の施工）の2 及びⅢ-1.4.8（屋根の施工）の3	235
	小屋裏換気	5-1(3)ロ①b	<天井を断熱構造とする場合> Ⅲ-1.4.7（天井の施工）の3	235
	屋根通気	5-1(3)ロ①b	<屋根を断熱構造とする場合> Ⅲ-1.4.8（屋根の施工）の2	235
	外壁通気	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.4.6（壁の施工）の2	235
	床下換気	5-1(3)ロ①b	<床を断熱構造とする場合> Ⅲ-1.4.5（床の施工）の2	235
	床下防湿	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.4.5（床の施工）の3	235
	気密性能	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.5（気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）又はⅢ-1.6（気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	239 250
c. 開口部の断熱性能等	断熱性能	5-1(3)ロ①c	Ⅲ-1.7（開口部の断熱性能）	252
	日射侵入防止	5-1(3)ロ①c	Ⅲ-1.8（開口部の日射侵入防止措置）	256

2. 耐震住宅に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）

項目		評価方法 基準 項目番号	仕様書				適合 確認欄	
			仕様項目			ページ		
a. 土台・柱	土台の寸法形式	1-1(3)～③	平屋/2階建	II-4.8.1（土台の寸法型式等）		59		
			3階建	II-15.3.1（土台の寸法型式等）		208		
	アンカーボルト		平屋/2階建	II-3.4.8（アンカーボルト）		26		
			3階建	II-15.2.4（アンカーボルト）		206		
b. 耐力壁	仕様全般	1-1(3)～③	平屋/2階建	II-4.10.1（耐力壁）		75		
			3階建	II-15.5.1（耐力壁）		209		
	耐力壁枠組の 寸法形式・間隔		平屋/2階建	II-4.10.1（耐力壁）の2.3.		75		
				II-4.10.17.2（たて枠）		94		
	耐力壁の形式		3階建	II-15.5.1（耐力壁）の3.4.5.6		209		
			平屋/2階建	II-4.10.1（耐力壁）		75		
				II-4.10.17.4（耐力壁）		94		
			3階建	II-15.5.1（耐力壁）		209		
			平屋/2階建	II-4.10.11（筋かい）		91		
			3階建	II-15.5.9（筋かい）		210		
c. 壁量	※検討方法		壁量計算 ・ 許容応力度計算 ・ その他（ ）					
	最大壁線間隔	1-1(3)～③	（ m）					
			階数	方向	必要壁量 (A)	存在壁量 (B)	充足率 (B/A)	-
	基準法で 定める 壁量	1-1(3)～①	1階	X方向	cm	cm	%	
				Y方向	cm	cm	%	
			2階	X方向	cm	cm	%	
				Y方向	cm	cm	%	
			3階	X方向	cm	cm	%	
				Y方向	cm	cm	%	
	性能表示で 定める 壁量	1-1(3)～①	1階	X方向	cm	cm	%	
				Y方向	cm	cm	%	
			2階	X方向	cm	cm	%	
Y方向				cm	cm	%		
3階			X方向	cm	cm	%		
			Y方向	cm	cm	%		

d. 床組等	床枠組	1-1(3)へ①	平屋/2階建	II-4.9 (平屋建又は2階建の床枠組)	62	
			3階建	II-15.4 (床枠組)	208	
	小屋組		平屋/2階建	II-4.12 (平屋建又は2階建の小屋組)	96	
			3階建	II-15.6 (小屋組)	211	
	※検討結果		2階	適合 ・ 不適合		
			3階	適合 ・ 不適合		
屋根・小屋		適合 ・ 不適合				
e. 接合部	金物の品質	1-1(3)へ③	II-4.2.4 (諸金物)	39		
	たて枠上下端の接合部	1-1(2)へ①b(i)	評価方法基準による			
	※検討方法		接合部倍率表 ・ 簡易計算 ・ 許容応力度計算			
f. 基礎	仕様一般	1-1(3)へ②	平屋/2階建	II-3.4 (平屋建又は2階建の基礎工事)	25	
			3階建	II-15.2 (基礎工事)	205	
	根入れ深さ		深さ (mm)			
	※基礎の形式及び仕様		布基礎 ・ べた基礎 ・ その他 ()			
			平屋/2階建	II-3.4.2 (布基礎)	25	
			3階建	II-15.2.2.1 (布基礎)	205	
			平屋/2階建	II-3.4.3 (べた基礎・基礎ぐい)	25	
			3階建	II-15.2.2.2 (べた基礎・基礎ぐい)	205	
※検討方法		スパン表 ・ 許容応力度計算 ・ その他 ()				
g. 横架材	たるき	1-1(3)へ②	()			
	屋根梁		()			
	3階外壁まぐさ		()			
	3階内壁まぐさ		()			
	2階外壁まぐさ		()			
	2階内壁まぐさ		()			
	1階外壁まぐさ		()			
	1階内壁まぐさ		()			
	※検討方法			スパン表 ・ 許容応力度計算 ・ その他 ()		

<使い方>

- ・許容応力度計算もしくは、仕様規定による構造計算等により、住宅性能表示制度「耐震等級2」相当以上の耐力が確保できることを確認した上で、その設計内容を元に必要事項を記入してください。
- ・記入内容が複数ある場合はカッコ内にそれぞれ併記してください。
- ・採用しない仕様項目の適合確認欄には、斜線「/」を記入してください。
- ・項目欄に※印のあるものについては該当する内容を○で囲ってください。

3. 免震住宅に関する基準（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄
		仕様項目	ページ	
告示第2009号第2に規定された免震建築物	1-3(3)イ	Ⅲ-3.2（基礎）	264	
		Ⅲ-3.3（免震層）	265	
		Ⅲ-3.4（上部構造）	266	
		Ⅲ-3.5（下部構造）	266	
免震層及び免震材料の維持管理	1-3(3)ロ	Ⅲ-3.6（維持管理等に関する事項）	266	

4. バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄
		仕様項目	ページ	
① 部屋の配置	9-1(3)ハ①	Ⅲ-4.2.1（部屋の配置）	268	
② 段差	9-1(3)ハ②	Ⅲ-4.3.1（段差の解消）	268	
③ 階段	9-1(3)ハ③	Ⅲ-4.4.1（住戸内階段の勾配） 及び、Ⅲ-4.4.2（住戸内階段の構造）の2	271	
④ 手すり	9-1(3)ハ④	Ⅲ-4.5.1（手すりの設置箇所） （2のロにおいてはイに限る。）	273	
⑤ 通路及び出入口の幅員	9-1(3)ハ⑤	Ⅲ-4.6.1（廊下及び出入口の幅員の確保）	278	
⑥ 寝室、便所及び浴室	9-1(3)ハ⑥a	Ⅲ-4.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の1	281	
	9-1(3)ハ⑥b	Ⅲ-4.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の2	281	
	9-1(3)ハ⑥c	Ⅲ-4.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の3	281	

5. 耐久性・可変性に関する基準（劣化対策等級3及び維持管理対策等級2等）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄	
		仕様項目	ページ		
外壁の軸組等	3-1(3)イ①a	Ⅲ-5.5.2（外壁の枠組の防腐・防蟻措置）	284		
	3-1(3)イ①a	Ⅲ-5.5.3（外壁下地材の防腐・防蟻措置）	285		
土台	3-1(3)イ①b	Ⅲ-5.5.1（土台の防腐・防蟻措置）	284		
浴室及び脱衣室	3-1(3)イ①c	Ⅲ-5.7（浴室等の防水措置）	285		
地盤	3-1(3)イ①d	Ⅲ-5.6（床下地面の防蟻措置）	285		
基礎	3-1(3)イ①e	Ⅲ-5.2（基礎工事）	284		
床下	3-1(3)イ①f	Ⅲ-5.3（床下換気）	284		
		Ⅲ-5.4（床下防湿）	284		
小屋裏	3-1(3)イ①g	Ⅲ-5.8（小屋裏換気）	285		
専用配管	コンクリート内への埋め込み禁止	4-1(3)イ①	Ⅲ-5.9（専用配管）の1	285	
	地中埋設管	4-1(3)イ②	Ⅲ-5.9（専用配管）の2	285	
	排水管の内面	4-1(3)イ④	Ⅲ-5.9（専用配管）の3	285	
共用配管等	コンクリート内への埋め込み禁止	4-2(3)イ①	Ⅲ-5.10（共用配管等）の1	285	
	地中埋設管	4-2(3)イ②	Ⅲ-5.10（共用配管等）の2	285	
	掃除口	4-2(3)イ③	Ⅲ-5.10（共用配管等）の3	285	
	開口	4-2(3)イ④	Ⅲ-5.10（共用配管等）の4	285	
	排水管の内面	4-1(3)イ③	Ⅲ-5.10（共用配管等）の5	286	
	他の住戸専用部内設置禁止	4-1(3)イ③	Ⅲ-5.10（共用配管等）の6	286	
更新対策	躯体天井高	4-4(3)イ	Ⅲ-5.11（更新対策（住戸専用部））の1	286	
	住戸専用部の構造躯体	4-4(3)ロ	Ⅲ-5.11（更新対策（住戸専用部））の2	286	

〔I〕工 事 概 要

(設計図面に記載した場合は、ここに記入する必要はありません)

1. 工 事 内 容

- (1) 構 造 : (高性能準耐火構造、準耐火構造、省令準耐火構造、その他_____)
- (2) 階 数 : (平屋建、2階建、3階建)
- (3) 床 面 積 : 1階_____m²、2階_____m²、3階_____m²、計_____m²
- (4) 戸 建 型 式 : (1戸建、連続建、重ね建)
- (5) 附帯設備工事 : (電気、給排水、衛生、ガス、その他_____)
- (6) 別 途 工 事 : _____

2. 外 部 仕 上 表

各 部 名 称	仕 上	備 考
基 礎		
外 壁		
屋 根		
軒 裏		
ひ さ し		
と い		
塗 装 木 部 鉄 部		

3. 内部仕上表

室名	床	巾木	壁
玄関			
居室			
押入			
台所			
便所			
洗面・脱衣室			
浴室			
縁側			
廊下			
階段			

(注)

1. 塗装仕上げはそれぞれの欄に記入すること。
2. 備考欄には設計に含まれているもの（造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など）を記入すること。

天	井	備	考

4. 附帯設備表

室名	電灯	スイッチ	コンセント	水栓	ガス栓	電話用配管	電話機
玄関	灯	個	個			個	個
居室	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
台所	灯	個	個	個	個	個	個
便所	灯	個	個	個			
洗面・脱衣室	灯	個	個	個	個	個	個
浴室	灯			個	個		
縁側	灯	個	個			個	個
廊下	灯	個	個			個	個
階段	灯	個	個				
	灯	個	個	個	個	個	個
	灯	個	個	個	個	個	個

(注) 電灯欄は、直付、埋込み、コード吊、ブラケットなどそれぞれ記入のこと。

〔Ⅱ〕工 事 仕 様 書

1. 一 般 事 項	19
1.1 総 則	
1.2 施 工 一 般	
2. 仮 設 工 事	23
2.1 なわ張り等	
2.2 足場・仮囲い・設備	
3. 土 工 事 ・ 基 礎 工 事	24
3.1 土 工 事	
3.2 地 業	
3.3 地下室の基礎壁	
3.4 平屋建又は2階建の基礎工事	
3.5 基礎断熱工事	
3.6 埋戻し及び地ならし	
4. 軀 体 工 事	38
4.1 一 般 事 項	
4.2 材 料	
4.3 断 面 寸 法 等	
4.4 木部の防腐・防蟻措置	
4.5 薄板軽量形鋼の防錆措置	
4.6 床下地面の防蟻措置	
4.7 浴室等の防水措置	
4.8 平屋建又は2階建の土台	
4.9 平屋建又は2階建の床枠組	
4.10 平屋建又は2階建の壁枠組	
4.11 支 持 柱	
4.12 平屋建又は2階建の小屋組	
4.13 小屋裏換気・軒裏換気	
5. 屋 根 工 事	117
5.1 屋根工事一般	
5.2 下 ぶ き	
5.3 金 属 板 ぶ き	
5.4 粘土がわらぶき	
5.5 プレスセメントがわら	
5.6 住宅屋根用化粧スレートぶき	
5.7 むねと壁との取合い、軒先、けらば及び谷ぶき	
5.8 水切り・雨押え	
5.9 と い	
6. 給 排 水 設 備 工 事	132
6.1 一 般 事 項	
6.2 給水・給湯設備工事	
6.3 排水設備工事	
7. ガス設備工事・ガス機器等設置工事	141
7.1 一 般 事 項	
7.2 ガス設備工事	
7.3 ガス機器等	

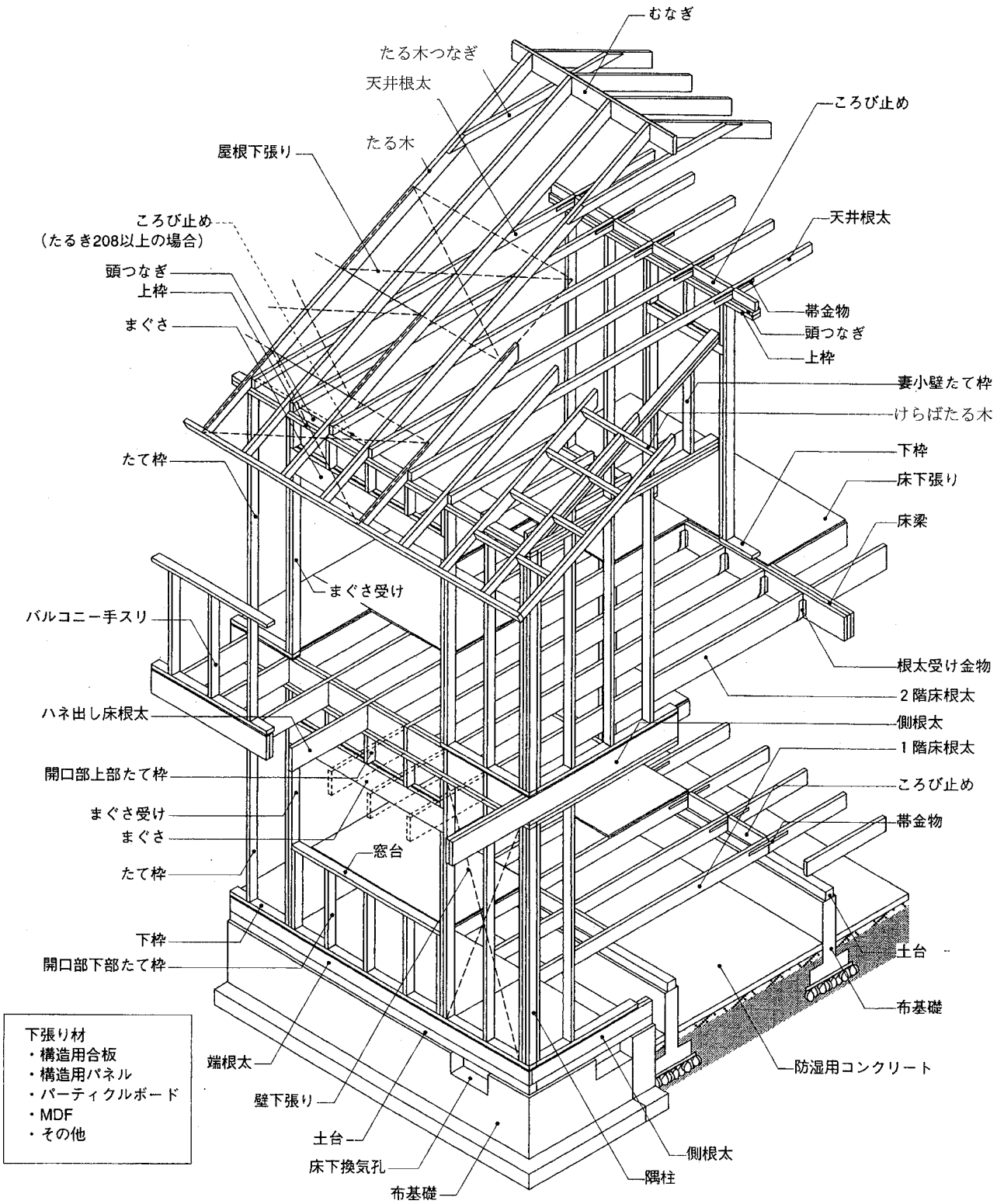
8.	電	気	工	事	144											
8.1	一	般	事	項													
8.2	電	力	設	備	工	事											
8.3	弱	電	設	備	工	事											
9.	断	熱	工	事	149											
9.1	一	般	事	項													
9.2	施	工	部	位													
9.3	断	熱	性	能													
9.4	断	熱	材	等	の	施											
10.	内	外	装	工	事	164										
10.1	左	官	工	事													
10.2	タ	イ	ル	張	り												
10.3	仕	上	塗	材	仕	上											
10.4	サ	イ	デ	ィ	ン	グ											
10.5	開	口	部	ま	わ	り											
10.6	せ	っ	こ	う	ボ	ー											
10.7	内	装	工	事													
11.	建	具	造	作	工	事	182									
11.1	外	部	建	具													
11.2	内	部	建	具													
11.3	建	具	金	物													
11.4	階			段													
12.	塗	装	工	事	188											
12.1	一	般	事	項													
12.2	工			法													
13.	衛	生	設	備	工	事	・	雑	工	事	191					
13.1	衛	生	設	備	工	事											
13.2	浄	化	槽	工	事												
13.3	便	槽	工	事													
13.4	局	所	換	気	設	備											
13.5	居	室	等	の	換	気	設	備									
13.6	雑	工	事														
14.	省	令	準	耐	火	構	造	の	住	宅	の	仕	様	202		
14.1	一	般	事	項													
14.2	外	壁	・	軒	裏	等											
14.3	界			壁													
14.4	界			床													
14.5	界	壁	及	び	界	床	以	外	の	部	分	の	内	壁	、	天	井
14.6	そ	の	他														
15.	3	階	建	の	仕	様							205			
15.1	一	般	事	項													
15.2	基	礎	工	事													
15.3	土			台													
15.4	床	枠	組														
15.5	壁	枠	組														
15.6	小	屋	組														
15.7	防	火	仕	様													

15.8	避難措置等	
16.	準耐火構造の住宅の仕様	214
16.1	1時間準耐火構造の住宅の仕様	
16.2	45分準耐火構造の住宅の仕様	
17.	高性能準耐火構造の住宅の仕様	224
17.1	総則	
17.2	耐久性向上措置	
17.3	防火仕様	

〔Ⅲ〕 優良住宅取得支援制度工事仕様書

優良住宅取得支援制度工事仕様書の使い方	228
1. 省エネルギー性に関する基準（省エネルギー対策等級4）に係る仕様	229
1.1 一般事項	
1.2 施工部位	
1.3 断熱性能	
1.4 断熱材等の施工	
1.5 気密工事（充填断熱工法又は維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
1.6 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
1.7 開口部の断熱性能	
1.8 開口部の日射侵入防止措置	
2. 耐震住宅に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）に係る仕様	258
2.1 一般事項	
2.2 基礎	
2.3 耐力壁	
2.4 床組等	
2.5 接合部	
2.6 横架材	
3. 免震住宅に関する基準（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る仕様	264
3.1 一般事項	
3.2 基礎	
3.3 免震層	
3.4 上部構造	
3.5 下部構造	
3.6 維持管理等に関する事項	
4. バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）に係る仕様	267
4.1 一般事項	
4.2 部屋の配置	
4.3 住戸内の段差の解消	
4.4 住戸内階段	
4.5 手すり	
4.6 廊下及び出入口の幅員	
4.7 寝室、便所及び浴室	
4.8 その他の配慮	

- 5. 耐久性・可変性に関する基準（劣化対策等級3及び維持管理対策等級2等）に係る仕様…………… 284
 - 5.1 一般事項
 - 5.2 基礎工事
 - 5.3 床下換気
 - 5.4 床下防湿
 - 5.5 木部の防腐・防蟻措置
 - 5.6 床下地面の防蟻措置
 - 5.7 浴室等の防水措置
 - 5.8 小屋裏換気
 - 5.9 専用配管
 - 5.10 共用配管等
 - 5.11 更新対策（住戸専用部）



各構造部材の名称

1. 一般事項

- | | |
|-------------------|--|
| 1.1 総 則 | |
| 1.1.1 範 囲 | 本仕様書は、平成13年国土交通省告示第1540号（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件。以下「告示1540号」という。）の第1から第8及び平成13年国土交通省告示第1541号（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件。以下「告示1541号」という。）の第1から第2までの内容に基づいている。告示1540号の第9の規定及び告示1541号の第3の規定に基づいて構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合、本仕様書によらず特記とする。 |
| 1.1.2 工 事 範 囲 | 工事範囲は、本仕様書及び図面の示す範囲とし、特記のない限り、電気工事については引込口までの工事、給水・ガス工事については本管接続までの工事、排水工事については流末接続までの工事とする。 |
| 1.1.3 用 語 の 定 義 | 1. 「設計図書」とは、設計図、仕様書（特記仕様書、仕様書）をいう。
2. 「工事監理者」とは、工事請負契約書に監理者として記名捺印した者またはその代理人をいう。
3. 「施工者」とは、工事請負契約書に施工者として記名捺印した者またはその代理人をいう。
4. 「特記」とは、仕様書以外の設計図書に指定された事項をいう。 |
| 1.1.4 疑 義 | 図面と仕様書との記載内容が相違する場合、明記のない場合又は疑義の生じた場合は、建築主又は工事監理者と協議する。 |
| 1.1.5 軽微な設計変更 | 現場のおさまり、取合わせその他の関係で、材料の取付け位置又は取付け工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は工事監理者の指示により行う。 |
| 1.1.6 別契約の関連工事 | 別契約の関連工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないように処理する。ただし、工事監理者がいる場合は、その指示による。 |
| 1.2 施 工 一 般 | |
| 1.2.1 材 料 等 | 1. 躯体工事に用いる材料は、建築基準法及びそれに基づく告示等による。
2. 各工事に使用する材料等で、日本工業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）の制定されている品目については、その規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを使用する。また、認証木質建材（AQ）として認証の対象となっている品目については、AQマーク表示品又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。
3. 各工事に使用する材料等について品質又は等級の明記のないものは、それぞれ中等品とする。
4. クロルピリホスを添加した材料は使用しない。
5. 内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分には、ホルムアルデヒド及び揮発性の有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用することとし、特記による。なお、特記のない場合は、F☆☆☆☆の材料を使用することとする。
6. 建築部品、仕上材の材質、色柄などで建築主又は工事監理者と打合せを要するものは、見本を提出し、十分打合わせを行うものとする。 |
| 1.2.2 養 生 | 工事中に汚染や損傷の恐れのある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。 |
| 1.2.3 解体材、発生材等の処理 | 1. 解体材及び発生材等の処理は、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令に従って適正に処理する。
2. 解体材のうち、耐久年限を考慮した上で現場において再利用を図るものは特記による。
3. 解体材、発生材のうち、耐久年限を考慮した上で再生資源としての利用を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。
4. 2及び3以外の解体材、発生材については、場外処分とする。 |
| 1.2.4 注 意 事 項 | 1. 工事の施工に必要な諸届・諸手続で請負者が処理すべき事項は、速やかに処理する。
2. 工事現場の管理は関係法令に従い、危険防止、災害防止に努め、とくに火災には十分注 |

意する。また、石綿を含む建材の解体作業にあたっては、法令等に従い、石綿ばく露防止対策等を徹底する。

3. 工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては建物内外を清掃する。
4. 工程表及び工事チェックリストを作成し各段階ごとに検査を行う。

用語

J I S Japanese Industrial Standardの略称

鉱工業品の品質等を全国的に統一し、単純化して生産の合理化、取引の単純構成及び、消費の合理化を行うことを目的として定められた工業標準化法（昭和24年、法185号）に基づいて、各品目について経済産業、国土交通など各大臣が日本工業標準調査会（経済産業省内に設置）にはかかって定めた国家規格。

J A S Japanese Agricultural Standardの略称

農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用の合理化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年、法175号）の規定に基づいて制定された規格。農林水産省告示をもって告示施行される。

A Q Approved Qualityの略称

安全性及び耐久性の優れた木質建材の供給の確保を図るため、JAS規格では対応できない新しい木質建材について（財）日本住宅・木材技術センター（以下、「住・木センター」という。）が優良な製品の認証を行うものである。認証されたものには、AQマークが表示される。

関係法令

平成13年国土交通省告示第1540号

枠組壁工法の旧技術基準であった昭和57年建設省告示第56号の全部が改正され、国土交通省告示第1540号及び関連告示1541号となった。新告示は枠組壁工法と木質プレハブ工法建築物を対象としているが、本仕様書においては、枠組壁工法建築物のみを対象とし、接着パネルによる木質プレハブ工法及び関連構造材である木質接着複合パネル等に関しては対象とはしていない。

室内空気汚染の低減のための措置

近年になって住宅の室内での空気汚染問題、特にホルムアルデヒド等の揮発性の高い化学物質による健康被害の例が報告されている。化学物質による健康への影響については、個人差が大きく、また、住宅の内外の条件によっても変化するが、有害物質の濃度を低減するためには、内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分に有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用するとともに、工夫や適切な換気量の確保の措置が重要である。

平成15年7月にシックハウス問題への対応として、改正建築基準法が施行された。クロルピリホス及びホルムアルデヒドに関して衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について下記の対策を講じることとなった。建築材料については本項及び建築材料を使用する各項目で、換気設備については本章13.（衛生設備工事・雑工事）において詳しい解説を行っている。

シックハウス対策に関わる建築基準法の規制の概要

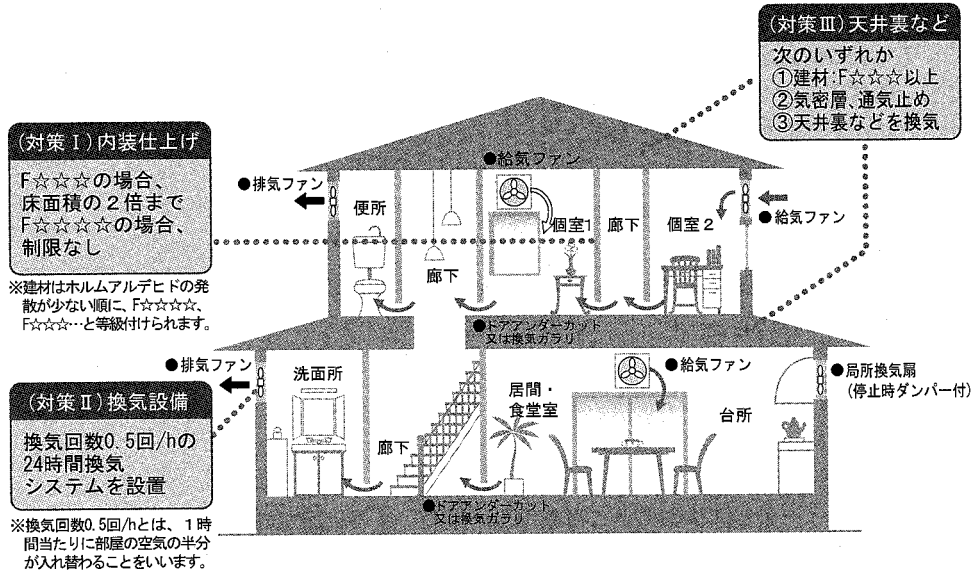
1. 規制対象とする化学物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
2. クロルピリホスに関する規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
3. ホルムアルデヒドに関する規制

内装の仕上げの制限：居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを放散する建材の面積制限を行う。

換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを放散する建材を使用しない場合でも、家具からの放散があるため、原則として、全ての建築物に機械換気設備の設置を義務づける。

天井裏等の制限：天井裏などから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐための措置をする。

参考図1.2 木造住宅における対応方法の例



建築基準法の規制（内装仕上げの制限）の概要

1. 建築材料の区分（材料一覧は付録8を参照）

規制対象となる建材は、木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど）、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材などで、これらには、原則としてJIS、JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となる。

ホルムアルデヒドの発散速度(μg/m³h)	JAS規格 JIS規格等	建築材料の区分	内装仕上げの制限
5以下	F☆☆☆☆	建築基準法の規制対象外	使用面積制限無し
5超20以下	F☆☆☆	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	使用面積制限あり
20超120以下	F☆☆	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	使用面積制限あり
120超	F☆	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	使用禁止

※測定条件：28℃、相対湿度50%、ホルムアルデヒド濃度0.1mg/m³
 （化学物質の室内濃度の指針値(厚生労働省)）

※建築物の部分に使用して5年経過したものについては制限なし。

2. 第1種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用禁止

第1種ホルムアルデヒド発散建築材料については、居室の内装の仕上げへの使用を禁止する。

※「居室」には、常時開放された開口部を通じて居室と相互に通気が確保される廊下等が含まれる。

※「内装」とは、壁、床及び天井（天井が無い場合には屋根）と、これらの開口部に設ける建具（戸等）の室内に面する面的な部分を対象とし、回り縁、窓台等の部分を除く。

3. 第2種・第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積の制限

第2種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料については、右の式を満たすように居室の仕上げの使用面積を制限する。

$$N_2 S_2 + N_3 S_3 \leq A$$

N_2, N_3 : 下表の欄の数値
 S_2 : 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 S_3 : 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 A : 居室の床面積

表1.2 換気回数と建材使用制限の目安

換気回数	第2種（F☆☆）だけを使った場合	N_2	第3種（F☆☆☆）だけを使った場合	N_3
0.7回/h以上	床面積の約0.83倍まで	1.2	床面積の約5倍まで	0.2
0.5回/h以上～ 0.7回/未満	床面積の約0.36倍まで	2.8	床面積の約2倍まで	0.5

建築基準法の規制（天井裏等の制限）の概要

機械換気設備を設ける場合には、天井裏等（天井裏、小屋根、床裏、物置その他これらに類する部分）からの居室等へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次の1～3のいずれかの措置が講じられていること。ただし、収納スペースなどであっても、建具にアンダーカット等を設け、かつ、換気計画上居室と一体的に換気を行う部分については、居室とみなされ、内装仕上げの制限の対象となる。

1. 建材による措置

天井裏等に第1種、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない。

2. 気密層・通気止めによる装置

天井裏等に気密層を設けるとともに、間仕切り壁と天井および床との間に合板等による通気止めを設けて、天井裏等と居室を区画する。

3. 換気設備による措置

居室に加え、天井裏等についても換気設備により換気できるものとする。

留意事項

化学物質過敏症への対策

建築基準法による規制は、一般的な使用状態での対応を想定したものであり、いわゆる化学物質過敏症の対策ではない。化学物質過敏症は、化学物質の濃度がごく微量であっても反応や症状が現れる場合があることから、臨床環境医学などの専門医学に基づく診断・判断により対策を行うことが望ましい。

解体材・発生材等の処理

住宅の新築、解体工事に伴って生ずる建設系廃棄物等の処理については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適切な分別、保管、収集、運搬、中間処理、再生利用、最終処分等を図る必要がある。

特に、平成12年5月に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のうち、「第3章 分別解体等の実施」及び「第4章 再資源化等の実施」は、平成14年5月に施行されており、一定規模以上の建築物の解体工事や新築工事等については、一定の基準に従って、その建築物等に使用されているコンクリート、アスファルト、木材を現場で分別することが義務付けられるとともに、分別解体をすることによって生じたコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材について、再資源化が義務付けられ、従来以上に分別解体や再資源化に向けた取組が必要となっている。

既存建築物の適正な解体

産業廃棄物の不法投棄の多くが建設廃棄物と言われ、その中でも木くず等の戸建住宅の解体工事に伴い排出される「建設解体廃棄物」の割合が多くを占めている。

適切な解体や処理を行うにあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく必要があり、最終的に処分業者が適切に処理したことは、マニフェスト制度に基づき廃棄物の排出業者（建設業者）が処分業者から回収する「産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票」により確認できる。

既存建築物の解体時における石綿（アスベスト）対策について

現在では、労働安全衛生法関係省令により、石綿含有建材の使用が原則として禁止されているが、既存建築物には石綿含有建材が使用されている可能性がある。既存建築物を解体する際には、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）等に従って、事前に石綿の使用の有無を調査し、石綿が使用されている場合は適切な対策をとる必要がある。

<石綿障害予防規則の概要>

- 解体を行う建築物等への石綿使用の有無についての事前調査の義務
- 解体等による労働者の安全性を確保するための作業計画作成の義務
- 労働基準監督署への解体等作業届出の義務
- 保護具の使用等の義務
- 解体等による労働者の安全性を確保するための石綿除去・封じ込め・立入禁止等の措置の義務

当該規則の詳細については、厚生労働省ホームページで公開されている。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

2. 仮設工事

2.1 なわ張り等

- 2.1.1 地なわ張り 建築主又は工事監理者の立会いのもとに、敷地境界など敷地の状況を確認のうえ、図面に基づき建築位置のなわ張りを行う。
- 2.1.2 ベンチマーク 木杭、コンクリート杭などを用いて移動しないよう設置し、その周囲を養生する。ただし、移動の恐れのない固定物がある場合は、これを代用することができる。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。
- 2.1.3 やりかた やりかたは、適切な材料を用い、建物の隅部その他の要所に正確堅固に設け、建物の位置、水平の基準その他のすみ出しを行う。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。

用語

なわ張り 敷地内における建物の位置を決定するため、敷地境界石などを基準にして建物の形態、位置を明示するためのなわ張りを行う。

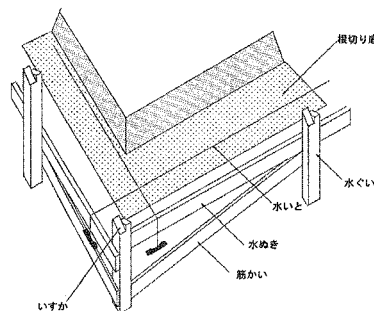
ベンチマーク 建物の基準位置、基準高を決定するための原点ともなるもので、これをもとに、やりかたを設けて、根切りの深さ、基礎の高さ等を決める重要なものである。

施工方法

やりかた やりかたは建物所要の位置、高さを定めるために設けるもので、建物の各隅、間仕切など要所に設ける。水ぐい頭は、いすか又は矢はず等に加工し不時の衝撃によるゆがみを容易に発見出来るようにする。

水盛りやりかたは、建物に陸墨（水平を表示する墨）を出すまでは必要なものであり、十分注意して管理しなければならない。

参考図2.1.3 やりかた



水貫は水ぐいの内側に取り付ける。隅角部分は両側の水貫がそれぞれ釘打ちできるよう、水ぐいの位置をずらす。

2.2 足場・仮囲い・設備

- 2.2.1 足場・仮囲い 足場及び仮囲いは、関係法令等に従い、適切な材料、構造とする。
- 2.2.2 設備 工事用水道、工事用電力などの関係法令等に基づく手続き及び設置は、施工業者が行う。

関係法令

足場 足場は、工事の施工に適したものでかつ安全なものとし、関係法令に従い、工事の種類・規模・場所・工期などに応じた材料および構造によって堅固に設ける。足場組立等に関する法令には、労働安全衛生法、同施工令や労働安全衛生規則第559条～第575条（足場）などがある。また厚生労働省からは、手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月1日付基発第0401012号）や足場先行工法に関するガイドライン（平成8年11月11日付基発第660号の2）などの具体的な方法が示されている。

仮囲い 工事現場の周囲には、工事期間中、関係法令等に従って仮囲いを設ける。仮囲いに関する法令には、建築基準法第90条（工事現場の危害の防止）や建築基準法施行令第136条の2の16（仮囲い）第136条の5（落下物に対する防護）第136条の8（火災の防止）、地方条例などがある。

3. 土工事・基礎工事

3.1	土工事	
3.1.1	地盤	イ. 敷地地盤の状態については、工事計画上支障のないように、地盤調査を実施するか、あるいは近隣の地盤に関する情報資料等により検討する。 ロ. 地盤調査の結果に基づき、地盤改良を行う場合は特記による。
3.1.2	根切り	根切りの幅及び深さは、やりかたに従い正確に行う。なお、必要がある場合は、のり面をつけるか土留めを設ける。根切り底の仕上げは平滑に施工し、工事監理者が確認を行う。
3.2	地業	
3.2.1	割栗地業	割栗地業は次による。ただし、地盤が比較的良好な場合は、割栗によらず砕石による地業とすることができる。また、地盤がとくに良好な場合は、これらを省略できる。 イ. 割栗石は硬質なものを使用する。なお、割栗石の代用として玉石を使用する場合も同様とする。 ロ. 目つぶし砂利は、切り込み砂利、切り込み砕石又は再生砕石とする。 ハ. 割栗石は、原則として一層小端立とし、すき間のないようにはり込み、目つぶし砂利を充填する。 ニ. 締め固めは、割栗地業の場合はランマー3回突き以上、砂利地業の場合はソイルコンパクター2回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。
3.2.2	くい打ち地業	くい打ち地業を必要とする場合は、特記による。
3.3	地下室の基礎壁	
3.3.1	一般事項	地下室は、良好な設計・施工によることとし、各部の仕様は特記による。
3.3.2	地階の壁	1. <u>地下室の壁（以下「地階の壁」という。）は、基礎と一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。ただし、地上階数2以下の場合は、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周の部分以外の壁を、木造の壁とすることができる。</u> 2. <u>外周部基礎壁沿いには結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を基礎天端から貼り付ける。凍上の恐れのある場合の断熱材の厚さは50mm以上とし凍結深度以上から貼り付ける。</u>
3.3.3	地階の壁の一部を木造の壁とする場合	1. <u>本項3.3.2（地階の壁）のただし書きにより一部を木造の壁とする場合の地階の壁の構造は、別途構造計算により安全を確かめる。</u> 2. <u>木造の壁の構成等は次による。</u> イ. <u>土台（下枠兼用）、たて枠、上枠及び頭つなぎには、すべて寸法型式206以上の製材又は集成材を用いる。なお、たて枠の間隔は、500mm以内とする。</u> ロ. <u>アンカーボルトは、本項3.4.8（アンカーボルト）の1及び2の項による他、埋込み位置は、住宅の隅角部附近、土台の継手附近、開口部の両端部150mm内外とし、その他の部分は間隔1,370mm以内とする。</u> ハ. <u>隅角部及び開口部の両端部は土台とたて枠とをかど金物で緊結する。</u> 3. <u>木造の壁に開口部を設ける場合は、次による。</u> イ. <u>隅角部から900mm以内は、次の5による構造用合板を張った壁とする。</u> ロ. <u>たて枠、土台、上枠及び頭つなぎは切断しない。</u> ハ. <u>開口部を連続して設ける場合、その幅の合計を1m以下とする。</u> ニ. <u>一の壁面に設けることができる開口部の幅の合計は、当該壁面の長さの30%以下とする。</u> 4. <u>木造の壁の頭つなぎと一階の床枠組との緊結は次による。</u> イ. <u>側根太、添え側根太及び端根太からC N75を250mm以内に斜め打ちする。</u> ロ. <u>端根太ころび止めから床根太相互間に2本のC N75を斜め打ちする。</u> 5. <u>木造の壁には、厚さ9mm以上の構造用合板（特類）を土台、側根太又は端根太まで張りつめる。釘打ちは、C N50を用い、合板の外周部及び頭つなぎ又は上枠に対しては、100mm間隔以下、中間部は200mm間隔以下とする。</u>

3.4 平屋建又は2階建の基礎工事

- 3.4.1 一般事項
1. 基礎は、1階の外周部耐力壁及び内部耐力壁の直下に設ける。
 2. 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。ただし、1階の内部耐力壁直下の基礎は、床ばりに代えることができる。
 - イ. 布基礎（長期許容応力度 30kN/m²以上）
 - ロ. 腰壁と一体になった布基礎（長期許容応力度 30kN/m²以上）
 - ハ. べた基礎（長期許容応力度 20kN/m²以上）
 - ニ. 基礎ぐいを用いた構造（長期許容応力度 20kN/m²以上）
- 3.4.2 布基礎
- 布基礎の構造は、次による。
1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。
 2. 地面からの布基礎の立上りは、400mm以上とする。
 3. 布基礎の立上りの厚さは120mm以上とし、150mmを標準とする。底盤の厚さは150mm以上、幅は450mm以上とする。また、根入れ深さは、地面より240mm以上とし、かつ、建設地域の凍結深度よりも深いもの、若しくは、凍結を防止するための有効な措置を講ずるものとする。
 4. 基礎の配筋は、次による。
 - イ. 立上り部分の上・下主筋はD13以上とし、補助筋と緊結させる。
 - ロ. 立上り部分の補助筋はD10以上とし、間隔は300mm以下とする。
 - ハ. 底盤部分の主筋はD10以上、間隔は300mm以下とし、底盤の両端部のD10以上の補助筋と緊結させる。
 - ニ. 換気孔を設ける場合は、その周辺にD10以上の補助筋で補強する。
- 3.4.3 べた基礎・基礎ぐい
- べた基礎の構造又は基礎ぐいを用いた構造は、次による。
1. べた基礎の構造及び基礎ぐいを用いた場合の基礎ばりの構造は、一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。
 2. 地面からの立上り部分の高さは400mm以上とする。
 3. べた基礎の基礎底盤には水抜き孔を設置する。
 4. その他の構造方法については、構造計算によるものとし、特記による。
- 3.4.4 腰壁
1. 1階の浴室まわり（当該浴室に浴室ユニットを使用した場合を除く。）には、布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるか、又は、壁枠組に対して防水上有効な措置を講ずるものとする。
 2. 便所、浴室まわり等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は、次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は、特記による。
 - イ. コンクリートブロックの品質は、JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 - ロ. コンクリートブロックの厚さは、布基礎の幅120mm以上の場合は100mm以上、布基礎の幅150mm以上の場合は120mm以上とする。
 - ハ. 目地及び空洞の充填用に用いるモルタルのセメント、砂の調合は容積比にして1:3を標準とする。
 - ニ. コンクリートブロックは本項3.4（平屋建又は2階建の基礎工事）の布基礎の上に積み上げるものとし、積上げ高さは6段以内とする。
 - ホ. コンクリートブロックを補強する鉄筋の径は9mm以上とし、縦筋については、隅角部及び間隔800mm以内に、横筋については、上端部及び間隔400mm以内に配筋する。なお、縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋でフックがないものを使用する場合は400mm以上、丸鋼でフックがあるものを使用する場合は405mm以上とする。
 - ヘ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。
- 3.4.5 土間コンクリート床
1. 外周部布基礎沿いには、結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方へ、底盤の上端まで施工する。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。

2. 凍上の恐れのある場合は、上記1の断熱材の厚さを50mm以上とし、凍結深度以上貼り付ける。
3. 土間コンクリートの床の下層の盛土については、地盤面より2層にわけて行き、それぞれ十分突き固める。なお、盛土に使用する土は、有機性の土、活性の粘土及びシルト類を避け、これら以外のものを使用する。
4. 盛土の上に見つぐし砂利を厚さ50mm以上敷きつめ十分突き固める。その上にJIS A 6930 (住宅用プラスチック系防湿フィルム)、JIS Z 1702 (包装用ポリエチレンフィルム) 若しくはJIS K 6781 (農業用ポリエチレンフィルム) に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを全面に敷く。
5. 土間コンクリート床は、厚さ120mm以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ (径4mm以上の鉄線を縦横に間隔150mm以内に組み合わせたもの) を配する。

3.4.6 コンクリートの
調合及び強度等

- 基礎に用いるコンクリートの調合及び強度等は、次による。
1. コンクリートは、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に規定されたレディーミクストコンクリートとする。
 2. 呼び強度及びスランプは、特記による。ただし、特記がない場合のスランプは18cmとし、呼び強度は、下表により指定する。

コンクリートの打ち込みから28日後 までの期間の予想平均気温 (°C)	10以上	2以上 10未満
呼 び 強 度 (N/mm ²)	24	27

3. 打ち込みに際しては、空げきの生じないように十分な突き、たたきを行う。

3.4.7 鉄 筋 材 料

1. 異形鉄筋は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) のJIS規格品とし、その種類、径などは特記による。
2. 鉄筋の径 (d) は、異形鉄筋では呼び名に用いた数値とする。

3.4.8 アンカーボルト

1. アンカーボルト及び座金は、品質及び性能が明示された良質なものとする。
2. アンカーボルトの寸法は直径12mm以上で、長さは35cm以上とする。
3. アンカーボルトの埋設位置は、次による。
 - イ. 住宅の隅角部付近、土台の継手付近とし、その他の部分は間隔2.0m以内とする。ただし、3階建ての場合は、上記以外に1階の床に達する開口部 (以下「掃き出し窓」という) のたて枠から150mm以内の位置に配置する。
 - ロ. 1階床を土間コンクリート床で構成する場合で、掃き出し窓を設けた場合は、イの他まぐさ受けがとり付いたたて枠の150mm以内の部分。
4. アンカーボルトの心出しは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などで正確に行う。
5. アンカーボルトのコンクリートへの埋込み長さは250mm以上とし、アンカーボルトの先端は、土台の上端よりナットの外にねじが3山以上出るように固定する。
6. アンカーボルトの保持は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の揺れなどのないように、十分固定する。
7. アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別は、特記による。特記がない場合は、アンカーボルトを鉄筋などを用いて組み立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打ち込みを行う。
8. アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりを生じないように取り扱う。また、ねじ部の損傷、さびの発生、汚損を防止するために布、ビニルテープなどを巻いて養生を行う。

3.4.9 床 下 換 気

- 床下空間が生じる場合の床下換気措置は次による。
1. 外周部の基礎には有効換気面積300cm²以上の床下換気孔を間隔4m以内ごとに設ける。ねこ土台を使用する場合は、土台の全周にわたって、1m当たり有効面積75cm²以上の換気孔を設ける。ただし、本項3.5 (基礎断熱工事) の項により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔は設置しないこととする。
 2. 外周部の床下換気孔にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンなどを堅固に取り付け